

（仮称）藤沢市子ども計画目次（案）

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景及び趣旨
 - こども基本法等の関連する法律、こども大綱等について記載
2. 計画の位置づけ
 - 計画の根拠法、本計画と関連する計画を掲載
3. 計画の期間
 - 令和7年度から令和11年度までの5年間
4. 計画の対象
 - 計画の対象について掲載

第2章 子ども・若者、子育て家庭の状況

1. 実態把握の方法
 - アンケート調査、ヒアリング調査、社会資源調査等の実施概要を記載
2. 子ども・若者、子育て家庭に関する概況
 - 関連する統計データ、調査で把握した現状を記載
3. 子ども・子育てに関する本市の取組状況
 - 第2期子ども・子育て支援事業計画及び子ども共育計画の評価と課題
4. 現状と課題のまとめ

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画のめざす基本的な方向性
 - 目指す将来像（計画のサブタイトル）とそれらの説明を記載
2. 計画の基本的な方針
 - 計画を取組むに当たり共通する基本的な方針とそれらの説明を記載
3. 計画の体系
 - 計画の体系を掲載

第4章 施策の展開

- 基本目標、施策目標、個別施策・重点事業を掲載

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

- 教育・保育提供区域の設定、量の見込みと確保方策等の基本指針¹上の必須記載事項、任意記載事項を掲載

第6章 計画の推進

1. 計画の推進体制
 - 計画の推進体制と、進捗管理について記載
2. 計画の実施状況の点検・評価
 - 計画期間中の点検・評価の方法を記載
3. 計画の指標
 - 計画で進捗を把握する指標を掲載

別紙資料5-2「(仮称)藤沢市こども計画 目次の検討用資料」参照

¹ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針

第1章 計画策定にあたって（骨子案）

1. 計画策定の背景及び趣旨

（1）計画策定の背景

- こども基本法（令和5年4月1日施行、令和4年法律第77号）
- こども大綱（令和5年12月閣議決定）
少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱が一元化される
- こどもまんなか実行計画（令和6年5月決定）
- 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和6年4月1日施行、令和4年法律第66号）

（2）計画策定の趣旨

- 2023年（令和5年）4月1日に施行されたこども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項において、市町村は、こども大綱及び都道府県こども計画を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとされた。
- 同条第5項において、市町村こども計画は、「市町村子ども・若者計画」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に規定する市町村計画」「その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるもの」と一体のものとして作成することができるものとされた。
- このことを受け、2025年度（令和7年度）からの計画について、本市では、現行の「第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画」及び「藤沢市子ども共育計画」を引継ぎ、子ども分野を一体的に網羅する計画として「(仮称) 藤沢市こども計画」を策定する。

2. 計画の位置づけ

（1）根拠法等

- 「(仮称) 藤沢市こども計画」の法的根拠は下表のとおり。

市町村計画の名称	根拠法令	策定指針（大綱含む）
市町村こども計画	こども基本法第10条	こども大綱
市町村における子供の貧困対策に関する計画	子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条	子供の貧困対策に関する大綱（こども大綱に一元化）
市町村子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法第9条	子供・若者育成支援推進大綱（こども大綱に一元化）
—	—	少子化社会対策大綱（こども大綱に一元化）
市町村子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第61条、第62条	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針
市町村行動計画	次世代育成支援対策推進法第8条、第9条	次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針
母子保健を含む成育医療等に関する計画 ※母子保健計画	成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律 第17条	成育医療等基本方針に基づく計画策定指針

【調整中】自立促進計画	母子及び父子並びに寡婦福祉法 第12条	母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針
【調整中】新子育て安心プラン実施計画	—	新子育て安心プラン ※国の「新子育て安心プラン」(計画期間満了は令和6年度を予定)の後の計画については、方針が確定されていないため位置づけについては保留。 ※国の議論においては、待機児童対策は継続するという考え方のみ示されている状況のため、状況を注視。

(2) 主な関連計画

○ 「(仮称)藤沢市子ども計画」と関連する主な計画等は下表のとおり。

区分	分野名称	計画名称
整合を図る国・県の計画	子ども	子ども大綱、子どもまんなか実行計画
		神奈川県が策定する子ども計画
福祉分野の計画	地域福祉	藤沢市地域福祉計画、藤沢市地域福祉活動計画
	児童	(仮)藤沢市保育所及び放課後児童クラブ整備計画
	高齢者	藤沢市高齢者保健福祉計画、藤沢市介護保険事業計画、藤沢市認知症施策推進計画
	障がい者	ふじさわ障がい者計画、ふじさわ障がい福祉計画、ふじさわ障がい児福祉計画
関連分野の指針・計画	市政運営全域	藤沢市市政運営の総合指針
	SDGs	藤沢市SDGs共創指針
	防災	藤沢市国土強靱化地域計画
	保健・医療	藤沢市食育推進計画、藤沢市健康増進計画、ふじさわ自殺対策計画
	教育	藤沢市教育振興基本計画、藤沢市生涯学習推進基本構想・基本計画、藤沢市子ども読書活動推進計画、藤沢市スポーツ推進計画、藤沢市文化芸術振興計画
	市民自治	藤沢市市民活動推進計画
	都市計画	藤沢市公共施設再整備基本方針、公共施設再整備プラン 藤沢市都市マスタープラン 藤沢市住宅マスタープラン
	人権・男女共同参画	藤沢市人権施策推進指針、ふじさわ男女共同参画プラン、藤沢市多文化共生のまちづくり指針

3. 計画の期間

○ 2025年度(令和7年度)から2029年度(令和11年度)までの5年間

4. 計画の対象

- 計画の対象について、子ども・子育て支援事業計画と子ども共育計画を継承しながら、子ども大綱の趣旨を踏まえて検討
- 検討案について、子ども・子育て会議で意見を聴取したい

案1

親の妊娠・出産期から子ども²や若者の社会的自立に至るまでの、全ての子どもや若者、子育て家庭・子育て当事者に関わる人材を対象

案2

親の妊娠・出産期から、子どもが若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの心身の発達過程にある、全ての子どもや若者、子育て家庭・子育て当事者に関わる人材を対象

案3

親の妊娠・出産期から、子どもが若者となり、身体的・精神的・社会的に、現在から将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができるようになるまでの心身の発達過程にある、全ての子どもや若者、子育て家庭・子育て当事者に関わる人材を対象

² 子ども基本法において「子ども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」と定義されている。これは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、子どもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、子どもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指している。

第2章 子ども・若者、子育て家庭の状況

1. 実態把握の方法

- (1) 統計データによる把握
- (2) アンケート調査等による把握
 - ア ニーズ調査
 - イ 実態調査 アンケート調査
 - ウ 実態調査 支援者ヒアリング調査
 - エ 実態調査 社会資源調査
 - オ 若者世代調査

2. 子ども・若者、子育て家庭に関する概況

- (1) ライフステージを通じた概況
 - ア 人口動態・少子化の状況
- (2) 子育て家庭の状況
 - ア 子育て家庭類型、勤労状況の変化
 - イ 困難を抱えやすい子育て家庭に関する概況
- (3) ライフステージ別の概況
 - ア 子どもの誕生前から幼児期
 - イ 学童期・思春期
 - ウ 青年期
 - エ 子育て家庭の状況
 - オ 子どものウェルビーイングに関する状況
 - カ 子どもの意見

3. 子ども・子育てに関する本市の取組状況

- (1) 第2期子ども・子育て支援事業計画の評価と課題
- (2) 子ども共育計画の評価と課題

4. 現状と課題のまとめ

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の目指す姿

- 目指す将来像（計画のサブタイトル）について、子ども・子育て支援事業計画と子ども共育計画を継承しながら、こども大綱の趣旨を踏まえて検討
- 検討案について、子ども・子育て会議で意見を聴取したい

案1

計画の目指す姿「こどもまんなかのまち」

～全ての子ども・若者が、将来にわたり自分らしく幸福な生活を送ることができる、あたたかい共生のまち～

案2

計画の目指す姿「一人ひとりが主役、こどもまんなかのまち」

～誰ひとり取り残さず、子ども・若者が自分らしく生き生きと過ごせる、あたたかい共生社会～

案3

計画の目指す姿「こどもの笑顔がつながるまち、藤沢」

～子ども・若者一人ひとりの可能性を育み、身体的・精神的・社会的に幸せ（ウェルビーイング）を感じられるよう支え合う共生社会～

2. 計画の基本的な方針

- 計画を取り組むに当たり共通する基本的な方針とそれらの説明を記載
- こども大綱の6つの柱を踏まえて、藤沢市こども計画の基本的な方針を検討
- 検討案について、子ども・子育て会議で意見を聴取したい

計画の6つの視点 事務局案

視点1 子ども・若者のひとりひとりの人格や個性を大切にして、今とこれからのウェルビーイングと、その最善の利益を実現できるよう支援する

視点2 子ども・若者の意見表明と社会参画を支援し、こども政策への反映に向けて対話しながらともに取り組む

視点3 こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく、包括的に支援する

視点4 困難な状況にある子ども・若者を誰一人取り残さず、貧困と格差の解消に向けてきめ細かく支援をする

視点5 若い世代の結婚や子育ての希望の実現に向けて、生活の基盤の安定や、共働き・共育てを推進する

視点6 地域社会全体で連携して、共育(ともいく)の取組を推進する

3. 計画の体系

- 子ども・子育て支援事業計画、子ども共育計画を継承し、国のこども大綱及びこどもまんなか実行計画2024の施策体系を踏まえて、(仮称)藤沢市こども計画の施策体系を検討
- 検討案について、子ども・子育て会議で意見を聴取したい

別紙資料5-4「(仮称)藤沢市こども計画 計画体系 検討用資料」参照

別紙資料5-5「参考 こどもまんなか実行計画の項目別整理」参照

第4章 施策の展開

- 第3章3計画の体系にそって、基本目標、柱、個別施策・重点事業を掲載予定

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

- 子ども・子育て支援法に基本指針3の基づく必須記載事項、任意記載事項を掲載
- 国の『第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方』を参考に記載内容を検討

1. 子ども・子育て支援新制度の概要
2. 教育・保育提供区域の設定について
 - 第2期計画における考え方を踏襲
 - 教育・保育の量の見込みを定める教育・保育提供区域は全市を4地区に区分
 - 地域子ども・子育て支援事業に関する提供区域は全市1区域として設定
3. 教育・保育の量の見込みと確保方策
 - 計画期間（令和7～11年）における教育・保育の量の見込みと確保の内容を、市全域、4地区別に記載
 - 3号認定子どもの保育提供率の目標値
4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策
 - 計画期間（令和7～11年）における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の内容を記載

国の呼称	本市における事業名
(1) 利用者支援事業	利用者支援事業
(2) 時間外保育事業	延長保育事業
(3) 放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブ
(4) 子育て短期支援事業	ショートステイ事業、トワイライトステイ事業
(5) 乳児家庭全戸訪問事業	藤沢市こんにちは赤ちゃん事業～ハローベビィ訪問～
(6) 地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター事業、つどいの広場事業
(7) 一時預かり事業	ア 一時預かり事業（幼稚園型） イ 一時預かり事業（幼稚園型を除く）
(8) 病児保育事業	病児保育事業、病後児保育事業
(9) 子育て援助活動支援事業	ファミリー・サポート・センター事業
(10) 妊婦健康診査	妊婦健康診査
(11) 子育て世帯訪問支援事業 ←養育支援訪問事業	※令和4年児童福祉法改正による新規事業
(12) 親子関係形成支援事業	※令和4年児童福祉法改正による新規事業
(13) 産後ケア事業	※追加検討
(14) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	実費徴収に係る補足給付を行う事業
(15) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

5. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保
6. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

第6章 計画の推進体制

1. 計画の推進体制

- 計画の推進体制と、進捗管理について記載

2. 計画の実施状況の点検・評価

- 計画期間中の点検・評価の方法を記載

3. 計画の指標

- 子ども・若者・子育て家庭の状況を把握するための総合的なモニタリング指標と、計画の基本目標毎のアウトプット・アウトカム指標を掲載予定

(1) 子ども・若者・子育て家庭の状況を把握するためのモニタリング指標

(2) 計画の基本目標毎のアウトプット・アウトカム指標

別紙資料5-6「(仮称)藤沢市こども計画 指標の検討用資料」参照